

大治町ホームページ広告掲載取扱要領

大治町ホームページ広告掲載取扱要領の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要領は、大治町広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、大治町ホームページ（「以下「町ホームページ」という。」）に掲載するバナー広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において広告とは、文字又は画像で表示された情報で、広告掲載決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の規格)

第3条 要綱第5条に規定する広告の規格は、次の各号のとおりとする。

- (1) サイズ 縦60ピクセル 横120ピクセル
- (2) 画像形式 GIF（アニメーション不可）又は JPEG
- (3) 容量 5KB以内

(広告の掲載位置及び枠数)

第4条 要綱第5条に規定する広告の掲載位置は、町ホームページのトップページで町長が指定した位置とする。

2 広告の枠数は、1広告主につき1枠限りとする。

(広告の禁止表現)

第5条 次の表現を含む広告は、閲覧者の意思に反した動きをし、又は閲覧者に誤解を与える恐れがあるため、掲載しない。

- (1) 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等のボタン
- (2) アラートマーク（「警告」「注意」など警告を発しているかのような誤解を与えるもの）
- (3) ラジオボタン（選択ができるかのような誤解を与えるもの）
- (4) テキストボックス（入力できるかのような誤解を与えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）

(町ホームページとの区別)

第6条 広告主は、広告が町ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同する恐れのある表現又は閲覧者が大治町の事業であると錯誤する恐れのある表現を使用してはならない。

(広告の色調)

第7条 広告主は、広告の文字色と背景色のコントラスト（明度差）を十分に維持し、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを

縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(広告の解像度)

第8条 広告主は、広告の文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(広告の掲載期間)

第9条 要綱第5条に規定する広告の掲載期間は、1か月単位とする。ただし、複数月の広告掲載の申込みをする場合は、同一年度内の連続する12か月までとする。

(広告の掲載開始日等)

第10条 広告の掲載開始日時は、月の初日の午前9時から午前10時の間とし、掲載終了日時は、次月の初日の午前9時から午前10時の間とする。

2 前項の規定に関わらず、広告の掲載開始日又は掲載終了日が大治町役場閉庁日に当たるときは、その直後の大治町役場開庁日を掲載開始日又は掲載終了日とする。

(広告の掲載料)

第11条 要綱第5条に規定する広告の掲載料は、1枠当たり月額5,000円(税込み)とする。

2 広告を12か月連続して掲載する場合の広告掲載料は、1枠当たり50,000円(税込み)とする。

(広告掲載の申込期間及び添付書類)

第12条 広告掲載を希望する者は、掲載開始希望日の6か月前から前月の初日までに、大治町広告掲載申込書(要綱様式第1号)にリンク先URL及び業種を記入の上、業務内容の分かる書類、掲載しようとする広告案(デジタルデータ含む)及び納税証明書(大治町以外の者のみ)を添えて、町長に申し込まなければならない。

(広告掲載料の納付方法)

第13条 広告掲載料は、町が発行する納入通知書により納付しなければならない。

(広告掲載の取下げ)

第14条 要綱第12条第2項に規定する広告掲載の取下げを申し出る期限は、広告掲載の取下げを希望する日の10日前とする。

(所管)

第15条 この要領を所管する課は、総務部企画課とする。

附 則

この要領は、平成29年2月14日から施行する。